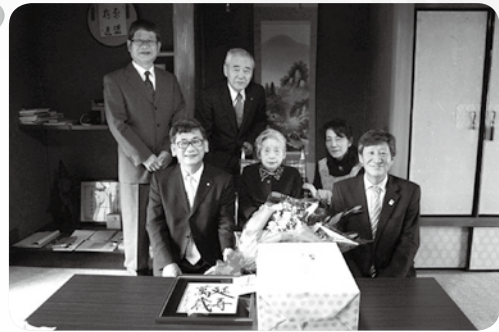


100歳おめでとうございます

～お体を大切に、いつまでもお元気でください～



3月29日に音羽の蒲生園さんが100歳のお誕生日を迎えられ、町長をはじめ関係者がお祝いに伺いました。

蒲生 園さん (音羽)

蒲生さんは、松尾から音羽に嫁がれ、坊守としてお寺を守りながら二人のお子さんを育てられました。

小さい頃からお花やお茶のお稽古をして来られたと伺いました。食べ物の好き嫌いもなく、現在はデイサービスに通いながら、元気に過ごしておられます。

当日は息子さん夫婦に囲まれながら、笑顔でお話くださいました。

「鳥獣被害対策優良活動表彰」を日野町 猟友会(獣美恵堂)が受賞されました。

農林水産省主催の平成29年度鳥獣被害対策優良活動表彰において、日野町猟友会(獣美恵堂)が農村振興局長賞(捕獲鳥獣利活用部門(団体))を受賞されました。

この賞は、鳥獣被害防止や捕獲した



猟友会会長
よしざわいくいち
吉澤郁一さん

鳥獣の食肉(ジビエ)の利活用等に取り組み、地域に貢献している個人および団体へ贈られるものです。

日野町猟友会(獣美恵堂)では、国のガイドラインを遵守した衛生管理の取り組みや大手カレーチェーン店やフランス料理店など県内外への取引、町内での学校給食へ鹿肉の提供、近年では、若者の参加を含め狩猟の後継者の確保・育成にも貢献されており、このような活動が評価され受賞されました。受賞おめでとうございます。

感雑向綿

—2018年5月—
日野町長 藤澤 直広

「花散りて浄土の若葉 見に佛」父の叔父で俳人だった夢宵さんが父の死を悼み詠まれた句です。父の37回忌の法事をしました。時のた

つのは早いもの。先日、清田出身の清水さんから「市松(父)さんには可愛がつてもろた」と言われ嬉しくなりました。「あの時代(戦争中)は大変やったなあ。わしは戦車兵に合格したでえ」と。父も陸軍少年飛行兵に合格したと言っていました。あと半年戦争が続いていたら戦地に行ったかもしれません。

ところで、4月5日(木)、フィリピンで戦死された上野田出身の中野さんの「武運長久」を願って寄せ書きがされた日章旗の返還式がありました。返還をされたアメリカの方が「身内も日本の駆逐艦によって攻撃された潜水艦で戦死しています。戦争に勝者も敗者もありません。」と話されました。

二度と戦争をしないと誓い制定した日本国憲法は「日本国民はみづから進んで戦争を放棄

し・・・」(勅語)、憲法9条に戦争放棄を規定しました。そのおかげで日本は戦後ずっと戦争に直接かかわることはなく、他国の人をひとりも殺さず戦死者も出していません。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した。(憲法前文)からです。

今、「自衛」の名によって戦争が出来る「普通の国」にしよう」と憲法9条改正が声高に叫ばれています。存在しないと国会で答弁していた自衛隊のイラク派遣時の日報が1年余りも「隠蔽」。派遣地が「戦闘地域」であったことを「隠蔽」するためといわれています。森友・加計学園問題も根っ子は同じです。都合の悪いことは「隠蔽」「改竄」、かつての「大本営発表」(旧陸・海軍の戦争遂行機関の発表)の如し。法事には、戦前に満州で生まれた従兄弟にも参ってもらいました。敗戦後の満州からの過酷な逃避行、弟さんは中国残留孤児に(平成になって家族で帰国)。あの時代に逆戻りさせてはなりません。「政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないよう」国民が力を合わせましょう。

町宮住宅入居者募集



●募集期間 5月7日(月)から
5月25日(金)まで

●募集団地

- ・第2内池団地(内池152番地)
昭和63年度築(PC造3階建)
3DK 1戸
- ・西山団地(豊田205番地20)
昭和59年度築(PC造2階建)
3DK 2戸

●入居資格 持ち家がなく、次の

- ①①～⑥のすべてに該当する方
- ①日野町内に住所または勤務地があること(概ね3か月以上)。
- ②税金・公共料金・保育料等に滞納がないこと(要完納証明)。
- ③現在同居親族がある、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。
- ④暴力団員でないこと。
- ⑤1か月当たりの収入が定められた基準以下であること。
- ⑥現に住宅に困窮されている方(次の①～⑨のいずれかに該当する方)。
- ⑦本来住宅でない建物に居住している。

②災害の危険があるような住宅、または衛生上有害な状態の住宅に住んでいる。

③他の世帯と同居していて台所等が共同であるため、日常生活が著しく不便である。

④住宅がないため、親族と同居できない。

⑤住宅が狭い(1人あたり4・5畳以下)。

⑥正当な立ち退き要求を受けているが、立ち退き先がない。

⑦遠距離通勤(片道約90分以上を要するもの)。

⑧収入と比較して家賃が著しく過大(年間家賃額÷年間所得が2割程)。

⑨住宅がないため、結婚が延びている。

●月額家賃 入居者の収入および住宅の諸条件により決定されます。

◆問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当
☎0748-5216567

軽自動車税の減免について

4月1日現在、身体障害者手帳、

戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、一定級以上の障害を有する方が所有する軽自動車(原動機付自転車含む)は、申請により軽自動車税が減免されます。

申請をされる方は、次の必要書類をそろえて役場税務課で手続きを行

なつてください。

なお、前年度に減免を受けていた方で、その内容等に変更のない方は、「軽自動車税の減免に係る現況報告書」(税務課より送付)の提出により継続して減免されます。

詳細につきましては、事前に税務課までお問い合わせください。

申請に必要な書類

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ②運転免許証
- ③自動車検査証(4月1日現在、使用者および所有者欄に登録がある者が障害者本人であること)
- ④印かん(認印可)
- ⑤納税通知書・納付書
- ※5月7日頃に郵送します。ただし、口座振替の方は納付書がありません。

⑥軽自動車税減免申請書

⑦生計同一・常時介護証明書

※⑦については、身体障害者等本人

以外の家族の方が運転される場合に必要です。

※⑥軽自動車税減免申請書および⑦生計同一・常時介護証明書の用紙は税務課で配布させていただきます。

受付期限

納税通知書到着後から平成30年5月24日(木)まで(納期限7日前)
※土日および郵送等による申請のほか、受付期限後の申請は受け付けられません。

◆問い合わせ先

税務課 住民税担当
☎0748-5216570